

令和3年度「若者等就職・定着総合応援事業」

業務委託に関する質疑と回答

〔公募事業の業務内容に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	企画提案書3(1)に記載の、「チラシやポスターについては、京都ジョブパーク等との連携を円滑に図るため、京都府及び京都ジョブパークの担当者との打合せの上で作成し、京都府の確認を受け配布すること。」とあるが、チラシの作成に当たり、記載項目や表記の内容や留意点について、事前に具体的な指示はもらえるのか。	チラシ等に記載する必須項目や表記方法については、事前に京都府と京都ジョブパークの担当及び各コーナーの受託者と調整を行い、その結果を各委託事業の担当者へ連絡することとするので、その内容に則した項目や表記とすること。 また、事前調整の結果の連絡の際には、京都ジョブパーク及び各コーナーの担当者に対しても併せて連絡するので、それぞれの担当者及び京都府と必ず打合せを行った上で、チラシ等を作成し、京都府の確認を経て配布すること。

〔事業対象経費に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	支出事務の委託に係る業務従事者等の経費は、公募事業の委託料の積算に含める必要があるのか。	支出事務の委託に係る経費の内訳は、訓練生に対する受講給付金のみである。 支出事務の委託に係る事務手続き等の経費については、必要に応じて公募事業の委託料に含めて積算すること。
2	企業見学や実地訓練の実施に際し、受入事業所からPCR検査を求められた場合、対象経費として計上することは可能か。	コロナウィルス感染拡大防止に係る対策として認められることから、対象経費として計上することは可能。 企業見学や実地訓練等の調整の際に、受入企業からPCR検査を求められた場合は、検査に係る経費を、企業実地訓練調整等経費として計上すること。